

## 令和6年度 基幹型地域包括支援センター 事業計画書

### 1 基本情報

センター名	基幹型地域包括支援センター	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1
	保健師	2
	社会福祉士	3
	その他（事務員）	0.9

### 2 運営体制

項目	取組内容
人材育成	キャリア別育成計画を作成し、定期的な面談により目標達成状況を確認する。職員それぞれが目標を意識して業務に取り組み、資質向上に努める。
公正・中立性の確保	関係法令を遵守し、公益性の視点を持ち、事業運営に努める。支援センターに社会資源や地域資源を公正に伝え、活用できるよう支援する。
個人情報保護の保護	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 個人情報保護規程に基づき、個人情報の保護に努める。
苦情対応	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決実施規程に基づき、苦情への適切な対応を行う。

### 3 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p><b>（事業目標）</b> 支援センターが高齢者の自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、高齢者自らが積極的に介護予防への取り組みができるよう支援する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規職員を対象とした介護予防ケアマネジメント研修の開催支援をする。</li> <li>支援センターが高齢者の口腔フレイル予防の必要性について理解を深め、支援に活用できるようにする。</li> <li>高齢者の効果的なセルフマネジメント実施を目的として、支援センターが介護予防手帳を積極的に活用できるよう支援する。</li> </ul>

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談	<p><b>（事業目標）</b> 支援センターが世帯全体の複合的な生活課題の相談に応じ、適切な相談機関との連携支援が実践できるよう支援する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的支援体制の構築に向けて、現状の支援課題に見合った各種勉強会や研修会の企画実施を行う。</li> <li>支援センターが多機関や地域住民と連携、協働して支援ができるよう仲介的な役割を担い、地域支援ネットワークの構築を推進する。</li> <li>非常時における対応について情報共有を行い、支援センターの体制整備に向けて後方支援を行う。また非常時の連携体制を円滑にするため、事業所内での訓練実施や環境整備に努める。</li> <li>認知症初期集中支援チームは、対象者や家族が適切な医療や介護、助言を速やかに受けられるよう支援する。</li> </ul>
③ 権利擁護業務	<p><b>（事業目標）</b> 支援センターが虐待対応において再発防止の体制強化ができるよう後方支援を行う。</p> <p><b>（主な取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援センターが、高齢者虐待防止マニュアルに沿った適切な対応ができるよう支援する。</li> <li>虐待発生について世帯状況やリスク要因を分析し、再発や未然防止体制が強化できるようにする。</li> <li>支援センターがICTを活用し、消費者被害を未然に防止するための情報提供や取り組みができるよう支援する。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p><b>（事業目標）</b> 支援センターが居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、地域住民や多機関と連携して適切なケアマネジメントが実施できる体制づくりを支援する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の介護支援専門員が、多機関連携の重要性を理解し、地域づくりを意識したケアマネジメントの実践ができるようにする。また居宅介護支援事業所が適切な事業運営を効率的に行えるよう支援センターと協働して研修や勉強会の企画実施を行う。</li> <li>居宅介護支援事業所や介護支援専門員の現状や課題を支援センターと共有し、関係機関への提言を行う。</li> <li>支援センターや介護支援専門員がICTを活用した多機関との円滑な連携が図れる環境づくりを支援する。</li> </ul>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p><b>（事業目標）</b> 地域福祉コーディネーターと連携し、支援センターが多機関や地域住民と協働して地域づくりに取り組むことができる体制づくりを行う。</p> <p><b>（主な取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な取り組みが地域全体に横展開できるように他地区の地域ケア会議における現状の取り組みを支援センターと共有する場を設ける。</li> <li>地域福祉コーディネーターと定期的な情報共有の場を持ち、支援センターが地域生活課題の解決に対する取り組みを適切に進めていけるよう支援する。</li> <li>全世代への地域包括ケアシステムの構築を意識し、ICTを効果的に活用しながら、支援センターの実践を幅広い地域関係者に周知できるようにする。</li> </ul>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター坂下	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	3
	保健師	2
	社会福祉士	1
	その他（ ）	

## 2 担当地域の特性

高齢化率は36.90%、後期高齢化率は22.52%と市内で一番高く、著しく高齢化が進んでいる地域。特に岐阜県の県境に近い農村部は若年層が少なく高齢者が田畑や農水路の世話、神社の掃除、地区の役員を歴任するなど地区を支える状況が続いており、介護予防や新たな取り組みの創設などに充てられるような人的、社会的資源が乏しい。また、地域の中央に位置する昭和に造設された戸建ての団地も高齢化が進み、一人暮らしや認知症高齢者が増えている。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	法人キャリアパスに加え経験年数や習熟度に併せ業務の習得時期を示し、中心となり事業に取り組むことができるように面談で習熟度を確認し育成する。
地域との連携	SNS等も活用した機関誌の発行や、医療機関などにセンター作成のチラシを配布し関係機関と連携やセンターの周知をおこない相談の入りやすい体制づくりに取り組む。
公正・中立性の確保	社会福祉法や介護保険法及び各種法制度を遵守し、本人及び家族の状況に応じた情報提供を行い、自己選択や意思決定の支援ができるようにする。
個人情報保護の保護	個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報の取り扱いについて職員が理解し適切に管理する。
苦情対応	苦情受付責任者を定め、苦情受付簿を整備する。苦情内容や対応、苦情に至った背景や経緯などを職員間で情報を共有して再発防止に努める。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、利用者自身の意欲を引き出し高まるような働きかけや自立と自己管理に向けた適切な支援の実施に努める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三職種で原案を検討し利用者が自身の課題や支援方針の確認、目標を理解し介護予防に主体的に取り組めるように計画書を作成、その内容を記録する。利用者の課題や検討内容ごとに計画書を分類し、知見を集約し今後の自立支援に向けた支援に活用できるようにする。</li> </ul>
	<p>第1号介護予防支援利用割合（ 1 ）%</p> <p>第1号介護予防支援初回加算算定件数（ 30 ）件</p> <p>ケアマネジメントC請求件数（ 5 ）件</p>

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>総合相談を実施しながら関係機関等とのネットワークを構築と活用し、支援を必要とする高齢者や社会資源などの把握に努める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機関誌の配布や設置をし、センターの周知活動を行う他、地域住民や関係機関などから支援を必要とする高齢者の情報提供・共有がされる体制をつくる。</li> <li>複合的な課題を抱える世帯や他事業で把握した支援を必要とする高齢者に対し多機関と連携し、適切な機関につなぎ必要時は関係機関と継続的な支援を行う。</li> </ul>
	相談割合（ 40 ）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らすため普段から権利擁護の意識を持ち関係機関の連携の中心となり、高齢者の権利が守られる支援を実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の発生、再発防止、養護者支援等を基幹型センターや市の担当課と協議の上、マニュアルに基づいた適切な対応を行うとともに通報受理から終結後の対応まで職員間で共有をする。</li> <li>権利擁護センターと連携し日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進のための普及啓発を支援する。地域の状況を把握しSNS等を活用し消費者被害を未然に防止するための取り組みを行う。</li> </ul>
	<p>（事業目標）</p> <p>介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して利用者を支援できる環境を整備する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員と地域住民の連携に向けた支援を行う。</li> <li>圏域内の居宅介護支援事業所や医療機関などと協力しBCP、虐待、感染症等の研修や訓練、委員会の協同開催の支援をICTなども活用しながら行う。</li> </ul> <p>介護支援専門員の資質向上に向けた情報交換等のかすがいねっと連絡帳などICTも活用しながら行う。</p>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して利用者を支援できる環境を整備する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員と地域住民の連携に向けた支援を行う。</li> <li>圏域内の居宅介護支援事業所や医療機関などと協力しBCP、虐待、感染症等の研修や訓練、委員会の協同開催の支援をICTなども活用しながら行う。</li> </ul> <p>介護支援専門員の資質向上に向けた情報交換等のかすがいねっと連絡帳などICTも活用しながら行う。</p>
	<p>（事業目標）</p> <p>地域特性に応じ地域福祉コーディネーターと連携し地域の課題を地域住民や活動を行う者と共有し、地域の状況にあわせ課題解決への取り組みを進める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議を通じ地域住民などが自身や地域生活課題の認識や意見を表明できる場を作り、地域住民などが中心となって課題解決の取り組みが行えるように幅広い地域関係者と検討する。地域ケア会議で検討した内容及び今後の予定を参加者と共有する。</li> </ul>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>地域ケア個別会議開催回数（ 6 ）回</p> <p>地域協議会（ 2 ）回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター高森台・石尾台	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	2
	保健師	2
	社会福祉士	6
	その他（ ）	

## 2 担当地域の特性

賃貸物件が多い地区・戸建てが多い地区・田畑が多く地縁関係者の多い地区に分けられ、各々で高齢化率や地域性が異なる。ニュータウン地区が丘陵地のため高低差のある坂が多い。スーパーや医療機関は点在している。免許返納後の生活は、バス・タクシー等の移動サービスの活用状況により生活様式が異なってくる。地域活動に積極的な住民が多く、地域拠点の活用が進んでいる。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	職員の資質向上に向け研修計画を策定し、多機関との合同研修も交えながら実施する。
地域との連携	地域住民・地域団体・医療関係事業者等に、センターの利用案内や広報を配布し、会合等の場にも出席することでセンターの役割を周知する。
公正・中立性の確保	支援センターの実施要綱・運営方針や公正・中立性を確保するため、研修を行う。
個人情報の保護	個人情報が存在する書類や媒体は施錠できる場所に保管する。法人の諸規定に基づいた個人情報管理についての研修を行う。
苦情対応	法人の諸規定に基づき苦情受付担当者・苦情解決担当者を定め、苦情受付から対応等に係る苦情報告書を用いてセンター内で情報共有し再発防止等に繋げる。法人の苦情解決委員会からの報告を基に再発防止に努める。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>本人の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>三職種にて必要に応じて、初回の計画原案・支援内容を検討する。委託先の支援進捗状況を策定内訳票の実施状況に基づき確認する。</p>
	第1号介護予防支援利用割合 （ 0.62 ） %
	第1号介護予防支援初回加算算定件数 （ 42 ） 件 ケアマネジメントC請求件数 （ 12 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>多機関・地域のネットワークを活かした総合相談を実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>地区の活動拠点や ICT 等を活用しセンターの利用案内を配布し、地域包括の周知を図る。</p> <p>世帯全体支援含めた高齢者に適切な支援が届くことができるよう市と情報共有し、関係機関との連携が図れる支援体制を整える。</p>
	相談割合 （ 58 ） %
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利が護られる支援を実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>センター内会議等で支援計画の進捗状況を確認し、再発防止に努める。</p> <p>高齢者・権利擁護センターとの連携を深め、消費者被害等が未然に防止できるよう地域関係者への ICT 活用含めた啓発活動を進める。</p>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>ケアマネジャーが地域関係者等と連携し円滑にケアマネジメントを実施できる環境を整備する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>地域のケアマネジャーが、地域づくりの共通理解等を図れるよう地域関係者等と意見交換できる場を設ける。</p> <p>地域の主任ケアマネジャーと協力し、ケアマネジャーの資質向上に取り組む。ICT 推進に取り組む。</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域関係者が主体的に生活課題解決を図れるよう地域ケア会議を運営し、地域関係者が主体的に取り組める活動の創設を図る。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>センター内会議で進捗状況を確認し共有する。</p> <p>地域ケア会議内で検討・決定事項ならび今後の開催予定を参加者と共有する。地域関係者が近隣地域の活動を知り、意見を表明できるよう開催する。地域ケア会議に関する研修を実施する。</p>
	<p>地域ケア個別会議開催回数 （ 6 ） 回</p> <p>地域協議会 （ 2 ） 回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター藤山台・岩成台	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1.0
	保健師	2.0
	社会福祉士	3.0
	その他（ プランナー・事務員 ）	2.0

## 2 担当地域の特性

UR 集合住宅が密集している地域であり高齢化率も約 34%と高齢化も進んでいる地域。団地にエレベーター設置がされていない棟も多いことや起伏も多いことから高齢者の外出の妨げとなっている。また、他地域からの転居者も多いことから近隣との関係も希薄化している。藤山台地区では藤山台東小学校跡地のグルッポふじとうが多世代交流拠点として集いの場となっている。また藤山台西小学校も同様に集いの場とし 2024 年春に開設予定となっている。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	包括支援センター業務に必要な知識を習得できるように職員個人の経験に応じたセンター内教育と知識習得に必要な研修に参加するなど自己研鑽に励むことができる環境を整備する。
地域との連携	地域住民、団体、医療機関などに対してセンターの役割を周知するため、チラシや ICT を活用し地域との連携が図れる体制を構築する。
公正・中立性の確保	利用者本人の意思及び人権を尊重し、サービス等を本人自身で選択できるように必要な情報を提供することに努める。
個人情報の保護	個人情報マニュアルに基づき、個人情報を扱う際や保管する際は適正に管理がおこなえるように職員間で情報共有をする。
苦情対応	苦情の受付責任者を配置する。苦情があった際は苦情の内容について課題分析し再発防止に努めるとともに市へ報告し職員間でも情報共有を行う。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者が意欲的に介護予防に取り組み自立に向けた介護予防マネジメントを実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>専門職で確認し完成したケアプラン原案を、項目ごとにファイル管理し職員それぞれがプラン作成時に参考のため見返すことができるように整備し、自立や卒業に向けて意欲的に取り組みができるケアプランが作成できるように努める。</p>
	第 1 号介護予防支援利用割合 （ 0.62 ） %
	第 1 号介護予防支援初回加算算定件数 （ 42 ） 件
	ケアマネジメントC 請求件数 （ 12 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>関係機関と顔の見える連携を実施しネットワークを構築する。また、社会資源や地域ニーズの把握を総合的に実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシや ICT を活用しセンターの活動や情報を発信し周知を行う。</li> <li>・チラシの配布先が地域の見守り協力機関として機能するように働きかけて見守りができるネットワークの構築を目指す。</li> <li>・ネットワークより知り得た情報をもとに支援を必要とする高齢者に必要な支援と継続的な支援が届けられる体制を整備する。</li> </ul>
	相談割合 （ 15 ） %
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の権利を尊重するための権利擁護業務を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を 2 名体制で行う。</li> <li>・詐欺被害や消費者被害を啓発するためチラシや ICT を活用し地域へ発信を行う。</li> <li>・虐待対応後についても再発防止に資するようにリストを作成し定期的な状況把握に努める。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>介護支援専門員が抱えるニーズを把握するとともに、それらを解決するために必要な体制づくりを行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員が関係機関と連携できるように交流会や勉強会を通じて顔の見える関係づくりを促進する。</li> <li>・介護支援専門員が抱えるニーズを把握し相談できる体制を構築する。</li> </ul>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域の課題やニーズを把握し、地域住民が主体となり課題解決が図れるように地域ケア会議を開催し、地域に必要な資源の創設を目指す。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体的に課題解決を図ることができるよう会議の目的を明確にし、地域ケア会議を開催する。</li> <li>・地域ケア会議を通じて課題解決のために必要な資源が創設できるように地域福祉コーディネーターと連携する。</li> <li>・会議において、幅広い地域関係者と検討ができるように当日の参加者や会議の開催内容を工夫し開催する。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数 （ 3 ） 回</p> <p>地域協議会 （ 2 ） 回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター高蔵寺	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1
	保健師	3
	社会福祉士	2
	その他（事務職員）	1

## 2 担当地域の特性

高蔵寺中学校区域の高齢化率は、およそ20%で春日井市の平均と比べ高齢化率は低い。高蔵寺駅を中心に商店街やマンションが立ち並び交通網も発達している。河川や公園などの緑地も多く、道路は比較的平坦な道が多い。近年では、住宅地が増えると同時に、郊外型のスーパーやドラッグストア、飲食店などが増えつつあり働き世代の増加が著しい。古くから住む世代と新しい世代が混在しており、世代間交流が課題となっている。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	センター内研修を計画的に実施し、地域包括支援センター業務における資質向上を図る。外部研修等に参加し、知識技術の向上に努める。
地域との連携	定期的に季刊誌の発行やブログの更新により、地域包括支援センターの役割について情報発信する。地域住民、関係団体、事業所等との意見交換を適宜実施する。
公正・中立性の確保	介護保険法及び各種法制度を遵守する。利用者や家族が、自らサービスを選択できるよう支援する。
個人情報保護	個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報の取り扱いについて、職員が理解し適切に管理する。
苦情対応	受付責任者をセンター長とし、苦情への適切な対応を行う。苦情の内容を記録し、職員間で情報の共有を図り、市に報告する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> 高齢者が口腔機能の維持・向上に向けて自ら関心を持ち、日常生活の中での行動変容ができる。 <p>（主な取組内容）</p> 職員が口腔機能向上について、適切なアセスメントや生活指導ができるよう、学習の機会を設け、専門家の意見もふまえつつ、状況に応じた適切な指導を行う。
	第1号介護予防支援利用割合（ 2 ）%
	第1号介護予防支援初回加算算定件数（ 20 ）件
	ケアマネジメントC請求件数（ 10 ）件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> 相談しやすい環境づくりや、幅広い機関から情報提供される体制を整えて、課題解決に向け迅速に対応できるよう、相談体制を強化する。 <p>（主な取組内容）</p> 認知症カフェなど、センター以外の場所でも相談を受け付けられるよう、出張相談ができる体制をとる。 ICTを活用し、センターの啓発活動を行うことで、多様な機関や人材からの情報提供を受ける体制をとる。
	相談割合（ 20 ）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> 詐欺被害について、地域住民が我が事としてとらえることができ、地域で安全対策に取り組む体制をつくる。 <p>（主な取組内容）</p> 地域住民を中心とし、多団体合同で座談会を開催し、詐欺被害防止に向けた啓発及び防犯意識の向上に向けた取り組みを行う。
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> 介護支援専門員が地域のサロンなどの取り組みや活動について理解し、地域で活躍する住民や民生委員などと情報を共有することで、利用者支援に役立てる。 <p>（主な取組内容）</p> 地域住民と介護支援専門員がともに交流し情報交換できる研修を実施する。
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> 地域づくりにおける担い手不足の解消に向けて、多様な関係者や人材の発掘を行い、センターと協働して地域づくりを行う体制を作る。 <p>（主な取組内容）</p> 地域づくりや社会貢献に関心がある住民や企業に協力要請を行い、地域づくりの情報を共有し、共同して地域づくりに取り組む。
	地域ケア個別会議開催回数（ 2 ）回 地域協議会（ 2 ）回

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター南城	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	2.0
	保健師	1.7
	社会福祉士	2.0
	その他（介護支援専門員、事務員）	0.9

## 2 担当地域の特性

<p>南城中学校区の高齢化率は20.33%である。現在、区画整理中の地域ではスーパーやドラッグストアが新たにでき便利になった一方、転出入により、近隣との交流が希薄化し、世代間交流が課題となっている。</p> <p>旧国道19号沿いやJR神領駅の周辺には医療機関や薬局、スーパー、コンビニも多く日常生活に必要な資源が充実している。一方で公共交通機関がなく、自動車がないと日常生活を送ることが大変な地域も見受けられる。</p>
---

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	新人職員に対して、担当指導者をつける。新人評価のシートをもとに包括業務の理解や習熟度の評価を定期的に行う。 職員には外部研修へ積極的に参加させ、研修内容や学びを記録・回覧し、ミーティング時に発表をさせることで他職員への周知を図る。また、内部研修として職員向けの勉強会をミーティングの中で実施する。
地域との連携	季刊紙「みなみしろ」を発行し、自治会や区会・町内会の回覧板で配布をしていただく他、公共施設や医療機関、薬局、サービス事業所にも配布・設置する。
公正・中立性の確保	ホームページ等で情報の提供を行い、対象者やご家族が意思決定できるよう傾聴や説明を重ねながら寄り添った支援に努める。
個人情報保護	マニュアルを回覧・周知することで、職員全体が内容を把握し、業務を遂行する。書類等はキャビネット及び各デスクに施錠を行い、管理を行う。
苦情対応	苦情対応責任者をセンター長とし、発生時の対応を速やかに既定の様式へ記録をし、課題を抽出。課題解決に向けて、情報を共有しながら、対応方法を検討する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、三職種で利用者の情報を共有し、意見を出し、適切な介護予防ケアマネジメントを実施していく。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>新規で作成した計画書を高齢者の自立支援に資するように、三職種で回覧し、検討する。記録した内容を、疾患別ごとに分類し、計画書作成時の参考にするためにいつでも閲覧できるようにする。</p>
	<p>第1号介護予防支援利用割合（ 2.0 ）%</p> <p>第1号介護予防支援初回加算算定件数（ 40 ）件</p> <p>ケアマネジメントC請求件数（ 8 ）件</p>

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>関係機関との連携を図り、一両日中にメールや電話対応をし、必要時は当日に訪問するなど、迅速な対応が取れるように体制を整える。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員協議会、老人会、町内会、店舗、医療機関など各機関にセンターの季刊紙を配布・設置し、継続的に包括の周知を行う。</li> <li>地域資源マップの情報をサロンなどで提供し、地域住民が地域資源を知り、自ら活用できるようにする。</li> <li>支援困難事例や複合的な課題を抱えている事例については一覧表を作成し、職員全体に支援経過がわかるように情報共有する。また関係機関と連携を図り、重層的な支援をしていく。</li> </ul>
	相談割合（ 35 ）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>関係機関と連携しながら権利擁護に関する情報発信を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるように努める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市のマニュアルに基づいて高齢者虐待に対応する。一覧表を活用し、包括内で情報を共有し、終了後も適切に支援が行えるようにする。</li> <li>成年後見制度について民生委員や地域組織と協働し、周知・啓発活動を行う。高齢者・障がい者権利擁護センターと協働し、利用が必要な方に繋げていく。</li> <li>消費者被害の情報を「かすがいねっと連絡帳」を利用しながら各機関に情報提供し、消費者被害を未然に防げるよう努める。</li> </ul>
	<p>（事業目標）</p> <p>介護支援専門員相互の連携、関係機関と介護支援専門員との連携の機会を設け、利用者への円滑な支援を継続できるよう環境を整備する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の介護支援専門員への情報発信や相互連絡ツールとして、「かすがいねっと連絡帳」を活用する。</li> <li>地域の主任介護支援専門員と協働し、介護支援専門員の資質向上を目指し、業務に活用できる研修を実施する。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域福祉コーディネーターと協働し、地域の現状を地域住民と共有しながら、地域課題解決に向けた地域住民主体となる取り組みの創設を図る。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議での検討事項・決定事項を議事録にまとめ配布し、今後の予定を参加者全員が共有できるようにする。</li> <li>地域関係者の意見を取り入れ、地域住民が主体となる取り組みに繋がるよう働きかける。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数（ 1 ）回</p> <p>地域協議会（ 2 ）回</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域福祉コーディネーターと協働し、地域の現状を地域住民と共有しながら、地域課題解決に向けた地域住民主体となる取り組みの創設を図る。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議での検討事項・決定事項を議事録にまとめ配布し、今後の予定を参加者全員が共有できるようにする。</li> <li>地域関係者の意見を取り入れ、地域住民が主体となる取り組みに繋がるよう働きかける。</li> </ul>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター松原	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1.0人
	保健師	2.0人
	社会福祉士	2.0人
	介護支援専門員	1.0人
	その他（センター長）	0.1人

## 2 担当地域の特性

高齢化率：28.84%、  
 地理的特徴：日常生活圏域12カ所中、春日井市の中心に位置する。平坦な地形で占められており、洪水、がけ崩れなど災害被害の危険性は低い。国道19号線と高速道路へのアクセスも良い。  
 医療・福祉サービス：病院、クリニック、歯科、薬局は多い。  
 商店、公共施設の状況：交番あり。スーパー、コンビニは比較的多く、大型商業施設あり。  
 地縁組織の活動状況：民生委員や地区社協による地域の見守り活動がある。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	新人職員向けマニュアルの活用や法人内他部署の業務内容や相互連携について学ぶ機会を設け、外部研修・セミナーを受講し資質向上に取り組む。年間計画を作成する。新人職員は3ヶ月スケジュールで実施する。
地域との連携	地区民生児童委員協議会（毎月）、東野町ネットワーク会議（年2回）、地区社協等へ参加し、連携強化の交流会又は研修会を行い信頼関係の構築を図る。
公正・中立性の確保	公益的な機関であることを念頭に法令遵守し、利用者本位で公平なサービスの選択ができる様にする。複数の選択肢を提示して支援する。
個人情報の保護	個人情報マニュアルに沿い適宜、適切な対応を行う。職員間で周知し漏洩には十分注意する。
苦情対応	苦情受付担当者を設置し、苦情への適切な対応を行う。苦情が発生した場合は速やかに市へ報告し、職員間で情報共有して改善策を検討する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期介入で「利用者の望む暮らし、生活」を実現できるように自己選択、自己決定を支援する。</li> </ul> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したアセスメントシートは疾患別に分類し、ファイル保管して見返すことができるようにし、「利用者の望む暮らし、生活」に向けた支援を行う。</li> <li>・介護予防マネジメントマニュアルに基づき三職種で確認し必要に応じて委託先へ助言を行う。</li> <li>・介護予防プランの原案を全職員で確認し三職種の意見を参考にする。</li> </ul>
	第1号介護予防支援利用割合（1.0）%
	第1号介護予防支援初回加算算定件数（17）件 ケアマネジメントC請求件数（3）件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域で暮らす高齢者が抱える課題や社会資源の把握に努め、地域の関係機関との連携強化に努める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まつばらいふマップ」の更新、Instagram等ICTの活用で見守る機関を増やし、地域の関係者から情報が集まる体制の強化を図る。</li> <li>・センターの案内チラシや包括だよりを作成し地域のサロンや関係機関への設置や配布を通じて相談支援につながるようにする。</li> <li>・重層的支援の観点を持ち、複合的な生活課題を抱える世帯の相談を受けた際は必要に応じて関係機関との連携を図る。</li> </ul>
	相談割合（20.1）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>関係機関と協働して支援が必要な高齢者の情報を共有し高齢者の尊厳の保護や養護者への適切な支援を検討する。高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応、再発防止や消費者被害防止に努める。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用しての消費者被害防止に取り組む。</li> <li>・成年後見制度、日常生活自立支援事業の適切な介入や周知啓発を権利擁護センターと連携して行う。</li> <li>・虐待対応マニュアルに基づき迅速に対応する。</li> <li>・虐待再発防止の取り組みとして、終了後も定期的に連絡を取り、再発がないか生活状況の確認を行う。</li> </ul>
	<p>（事業目標）</p> <p>介護支援専門員が関係する支援機関、地域の支援者と協力し合える体制を作る。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関との連携を強化する為に地域の主任介護支援専門員と協働して事例検討会を実施する。</li> <li>・アンケートで収集した情報を基に研修内容を検討し、介護支援専門員と互いに有益となる情報交換を行い支援する体制を作る。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域協議会等で得られた意見やアイデアを基に地域福祉コーディネーターと連携して、地域住民、医療・福祉関係者を含め参加者が主体となる取り組みの創設を支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーターと協働して会議の意見をもとに課題解決に向けて住民発案の取り組みを検討し創設する。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数（1）回</p> <p>地域協議会（2）回</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域協議会等で得られた意見やアイデアを基に地域福祉コーディネーターと連携して、地域住民、医療・福祉関係者を含め参加者が主体となる取り組みの創設を支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーターと協働して会議の意見をもとに課題解決に向けて住民発案の取り組みを検討し創設する。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数（1）回</p> <p>地域協議会（2）回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター鷹来	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	2.0
	保健師	2.0
	社会福祉士	2.0
	その他（ ）	

## 2 担当地域の特性

全体 18,601 人、65 歳以上 5,069 人、うち 75 歳以上 3,024 人、高齢化率 27.25%（R5,10）  
春日井市民病院をはじめ、多くの診療所、歯科、薬局がある。  
大規模な地域サロンが 4 つ、おれんじプラスカフェが 4 ヶ所ある。高齢化が著しい地区が点在している。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	チェックリストを用い、個人の習熟度に合わせた指導を行う。指導担当職員だけでなく、事業所全体でフォローし職員教育を進める。
地域との連携	地域の関係機関へ出向き、活動内容や連携した事例を紹介していく。定期的に包括便りを作成し連携先に配布すると共に ICT を活用した情報提供も行う。
公正・中立性の確保	介護保険法及び各種法制度を遵守し、利用者や家族の状況に応じ複数の選択肢を提示する。利用者自らが自己決定できるように支援する。
個人情報保護	ISO27001 に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行う。
苦情対応	苦情内容から対応策、再発防止策を法人管理者とも検討したうえで対応する。抽出した課題や改善策も含めた記録を作成し、対応内容を市へ報告する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに基づき、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有し、自立に向けて意欲的に取り組めるような介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三職種が専門性を生かしケアプランのチェックを行う。ケアプランはサービス種別ごとに分類して保管し、自立支援に向けたケアプランの作成をする。</li> <li>・委託先の介護支援専門員に対して、適宜実施状況の確認を行う。</li> </ul>
	第 1 号介護予防支援利用割合 （ 1 ） %
	第 1 号介護予防支援初回加算算定件数 （ 20 ） 件
	ケアマネジメントC 請求件数 （ 12 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者や複合的な課題を抱える世帯の情報が入る体制を作ると共に、関係機関等と連携し、支援を必要とする高齢者等に包括的な支援を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たよりの配布先などの関係機関と連携を密にし、高齢者や複合的な課題を抱える世帯の情報が得られる体制作りを強化する。</li> <li>・困難事例に対して、ケース検討会議を行い、多機関と連携・協働を図る。</li> <li>・常に社会資源等の情報収集に努め、自己決定を尊重した支援を行う。</li> </ul>
	相談割合 （ 25 ） %
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らす権利を尊重するために、消費者被害や虐待の防止を呼び掛け合う地域づくりを目指す中心的存在としての役割を果たす。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応は一覧表を用いて職員間で共有し、再発防止に努める。関係機関で情報共有をする際には、積極的に ICT を活用する。</li> <li>・消費生活センターからの情報等を ICT を活用しながら、広く共有することで、圏域内の消費者被害を未然に防ぐ。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域の介護支援専門員が多機関と連携して利用者を支援することができるよう、ICT の推進を支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主任介護支援専門員と協働し、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施する。</li> <li>・地域の介護支援専門員同士がお互いに情報発信ができるよう ICT の活用推進を促す。</li> </ul>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>住民自らが地域生活課題に気付き、課題解決の取り組みができるよう、地域福祉コーディネーターと連携して地域ケア会議を開催する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーターと協働し、地域住民や地域活動に携わる様々な関係機関が取り組みに主体的に関われるように支援する。</li> <li>・地域協議会では他地区の取り組みの内容や工夫を伝えることで、圏域内での横展開を図り、必要に応じて新たな社会資源を検討する。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数 （ 2 ） 回</p> <p>地域協議会 （ 2 ） 回</p>



# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター東部	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1.0
	保健師	2.9
	社会福祉士	2.5
	その他（事務員）	0.1

## 2 担当地域の特性

高齢化率（前期高齢者 11.09% 後期高齢者 14.95%）  
春日井市のほぼ中央に位置し、住宅地が多い。旧 19 号を挟み南北に広がっている。コンビニやスーパー、診療所も多く、日常生活に必要な資源は充実している。住民主体のサロン数も多く、活発に活動している。地区社協の活動も盛んで、見守り支援や介護予防に積極的に取り組んでいる。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	キャリア別の育成計画を作成し、支援センター内での研修（認知症・虐待予防研修）やケースカンファレンス、OJTを通して職員の資質向上に努める。
地域との連携	まもり隊の協力機関を訪問し、関係強化に努める。困っている方や声をあげない方に対し、周囲が気づき、地域ネットワーク間で支援ができる体制づくりにICTを活用する。
公正・中立性の確保	介護保険法及び各種法制度を遵守し、本人及び世帯の状況に応じた多様な提案や情報提供を行い、自己選択、意思決定ができるようにする。
個人情報の保護	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の個人情報保護規程（平成 18 年規程第 6 号）に基づき、個人情報の保護に努める。
苦情対応	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の福祉サービスに関する苦情解決実施規程（平成 20 年規程第 12 号）に基づき、苦情受付担当者を置き、苦情への適切な対応を行う。ヒヤリハット記録を活用し、リスクマネジメントに努める。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標） 高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、意欲を引き出すとともに、利用者本人、家族及び地域住民が、課題と目標を共有し、介護予防の取り組みが積極的に行える支援を実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三職種が協働し、支援計画や支援内容をそれぞれの専門性を生かし検討し、自立と自己管理に向けた支援を実施する。確認した内容を記録し、項目ごとに分類し参照できるよう保管する。</li> <li>・介護予防ケアマネジメントの支援方針、支援期間及び実施状況を委託先の介護支援専門員に確認し、積極的に自立に取り組める支援計画か三職種で検討し委託先に助言する。</li> <li>・高齢者が、主体的に介護予防に取り組めるよう、「オーラルフレイルのセルフチェック表」等を活用し、継続したセルフマネジメントできる支援を実施する。また支援実施後の評価・分析を行う。</li> </ul>
	第1号介護予防支援利用割合（ 1.6 ）%
	第1号介護予防支援初回加算算定件数（ 30 ）件 ケアマネジメントC請求件数（ 10 ）件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標） 総合相談を実施しながら新たな社会資源の把握や関係機関との連携を行うことで、支援センターに連絡が入る体制を強化する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まもり隊の一部協力機関において、保健・医療・福祉に限らない相談についても支援センターを相談先として紹介するカードを設置し、相談を受け付ける。年に数回まもり隊協力機関を訪問し、連絡が入りやすい体制をつくとともに、協力内容の見える化を図る。</li> <li>・複合的な生活課題を抱える世帯の相談があった際は、多機関と連携・協働して、家族支援を行う。</li> </ul>
	相談割合（ 30 ）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標） 関係機関と連携しながら高齢者の尊厳が維持できる支援を実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的にICTを活用し介護支援専門員等と連携を図り、高齢者虐待を防止及び再発を防ぐための周知・啓発活動を行う。</li> <li>・成年後見制度や終活サポート事業に関する最新情報を高齢者等に定期的に発信する。</li> <li>・消費者被害防止のため、関係機関と協働し、ICTを活用した周知啓発活動を行う。</li> </ul>
	<p>（事業目標） 介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者の支援ができるよう、関係づくりを支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用し、介護支援専門員と関係機関や地域住民が円滑に連携を図り、高齢者に切れ目のない支援を行う。</li> <li>・圏域内の主任介護支援専門員と協働し、介護支援専門員の資質向上を目指した研修会を行う。</li> </ul>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標） 地域住民と共に地域生活課題の把握、共有に努め、地域住民が主体的に課題解決の取り組みが検討できるよう支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活課題を幅広い地域関係者と検討し、地域住民が主体的に課題の解決に向けた取り組みの創設を図れるよう地域ケア会議を開催する。</li> <li>・地域協議会を通し、地域福祉コーディネーターと協働して地域の特性を生かした取り組みの横展開を図る。</li> </ul>
	<p>地域ケア個別会議開催回数（ 4 ）回</p> <p>地域協議会（ 2 ）回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター柏原	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1.5
	保健師	3.0
	社会福祉士	1.5
	その他（ 事務員 ）	1

## 2 担当地域の特性

高齢者人口 5,937 人、高齢化率 24% 地理的特徴：市役所の南西側の地域、坂道が少ない平地で、国道 19 号・旧 19 号・県道 25 号線等に沿った商業地域と住宅街が中心。市役所・図書館等公共の施設が近くにあり、生活に必要な民間サービスや介護保険サービスが充実している。地縁組織の活動状況：役員の高齢化等の理由で老人クラブが解散した地域もあるが、新たな団体活動や住民主体の活動が立ち上がってきている。地域差はあるが町内会加入率は年々低下してきている。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	新規職員に対し経験や職種に応じて個別の研修計画を立て実施し、複数回の面談評価で習熟度を確認し、無理なく段階的に業務を担えるよう育成する。
地域との連携	お便り等を作成し町内会へ回覧を依頼、地区民生委員協議会、老人クラブ、高齢者サロン等の集まり、医療機関、薬局、商店等へのセンターの広報周知活動を継続。連携の好事例を共有する等の方法で関係機関との連携を強化する。
公正・中立性の確保	利用者自身がサービス等の選択ができることを十分に説明し、常に複数の提案を行う。やむを得ず限定的な提案となる時は、その理由を説明する。
個人情報の保護	春日井市医師会在宅療養センター個人情報保護管理マニュアルに基づき、個人情報の保護に努める。
苦情対応	対応責任者をセンター長とし、苦情があった際は、その原因、内容を分析し、職員で情報を共有するとともに再発防止に努める。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、予後予測を適切に行い、自立支援型のケアプランを作成する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>センター内会議等で支援内容を検討する際チェックシートを活用し、他職種の意見を取り入れ、分類し記録を残す。また、必要時は療法士等派遣事業等を活用し、身体機能の現状と改善見込みの評価を受け、ケアプランに反映させる。分かりやすい言葉で、意欲を引き出すケアプランを作成する。</p>
	第1号介護予防支援利用割合 （ 1.4 ） %
	第1号介護予防支援初回加算算定件数 （ 32 ） 件
	ケアマネジメントC請求件数 （ 12 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>これまでに構築した関係機関との連携を密にし、地域の高齢者世帯に関する情報が早期に入る体制を作る。複合的な生活課題を抱える世帯に対し、多機関や地域住民等と連携・協働し包括的な支援を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>地区民生委員協議会へ出席、医療機関・薬局・商店等へ高齢者の見守り等の協力依頼を継続する。さらに個別ケースにおいて、連携先機関と具体的連携方法を共有し、ネットワークを活用した見守りや効率的な状況把握を行う。複合的な生活課題を抱える世帯の支援に対し、関係機関と協力しカンファランス等の場で支援方針を決定、民生委員等地域住民とも連携し具体的役割分担を行う事で、孤立せず可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援する。</p>
	相談割合 （ 45 ） %
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、成年後見制度等適切な制度へつなぐ支援を行う。虐待防止及び早期発見・再発防止、消費者被害の未然防止のため、民生委員、居宅介護支援事業所他、関係機関と連携を図る。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>高齢者・障がい者権利擁護センター、成年後見制度等の冊子を携帯し、相談時に配付。関係機関と ICT 等を活用した情報共有を図り、虐待や消費者被害を早期に発見・再発防止できる体制を作る。虐待相談では、基幹型センターや市の担当課と協議の上、個別ケースに即した対応を行う。</p>
	<p>（事業目標）</p> <p>担当地域内で、介護支援専門員が多様な社会資源の情報を得やすいようにし、必要な社会資源や地域住民等と直接連携して高齢者とその介護者を支援できる環境を整備する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>介護支援専門員同士の連携や、高齢者とその家族に係わる機関や地域の社会資源と介護支援専門員の連携を図る目的で、地域の主任介護支援専門員と協働し研修・交流会を開催する。ICT を活用して効率的な情報共有を行うと共に、担当地域内介護支援専門員の ICT 活用推進を支援する。</p>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域福祉コーディネーターと連携し、地域特性や地域住民のニーズを把握し、参加者が地域生活課題を身近に感じ解決の取り組みを検討できるよう会議を企画、実施する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>全ての地域ケア会議において、企画書により開催目的、地域生活課題を明確にした上で、参加者である地域住民が課題解決に向けて積極的に話し合いができるようにする。会議開催後に地域住民が課題解決に向けて主体的に取り組めるよう、地域福祉コーディネーターと連携する。</p>
	地域ケア個別会議開催回数 （ 2 ） 回
	地域協議会 （ 2 ） 回

## 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

### 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター中部	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	2.0
	保健師	2.0
	社会福祉士	3.4
	その他（ ）	

### 2 担当地域の特性

高齢者人口 9,124 名 高齢化率 20.79%  
 市内で2番目に高齢者人口が多い地域だが高齢化率は低い。商店街をはじめ昔ながらの地域の店舗や関係者の繋がりが強い地区や各団体が繋がっている地区が多い。駅周辺は人口密集地が多く交通の不便な地域と混合するため圏域内でも地域性や課題が異なることが課題となる。

### 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	年間計画、マニュアルに基づき、統一した業務ができるよう育成を行う。包括会議時に、スキルアップのための事例検討会や勉強会を実施する。職員については年間を通して複数回の面談や、進捗確認シートを活用し状況を管理する。
地域との連携	地区民生委員協議会には月1回参加し情報共有を行う。顔写真入りの包括チラシ、包括独自で作成した社会資源マップ、包括新聞を発行し包括事業の案内の周知や顔の見える関係を継続し相談しやすい体制を構築する
公正・中立性の確保	利用者が自ら自立を意識したサービス利用や地域資源の活用が検討できるよう常に複数の情報の提案を行い、意思決定支援を行う。
個人情報保護	法人の運営規定に基づいて個人情報の保護、管理を適切に行う。センター内職員不在時と夜間帯は必ず施錠を行う。
苦情対応	苦情内容をセンター内で共有し、原因分析と今後の対応については職員全員で検討し報告書を作成する。毎月の包括会議や朝礼夕礼時に再度確認し再発防止に努める。

### 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）                      高齢者の生活歴や強みを最大限に活かし、心身共に自立した生活が送れるよう支援する。</p> <p>（主な取組内容）                      適切なアセスメントの実施により利用者自身が、課題や目標を理解し、必要なサービスや社会資源の活用を必要な期間利用できるよう支援する。基本チェックリストや疾患別シートから課題を抽出し、ICFの視点から三職種で支援の方向性を検討し自立に向けた支援を行う。不足している社会資源については新たに創設できるよう全職員で取り組む。</p>
	第1号介護予防支援利用割合 （ 1.3 ） %
	第1号介護予防支援初回加算算定件数 （ 30 ） 件
	ケアマネジメントC請求件数 （ 8 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）                      複合的な課題を抱える世帯に対し、早期発見や早期対応ができるネットワークをつくる。</p> <p>（主な取組内容）                      支援を必要とする全ての人々がセンターに繋がる体制としてICTを活用し圏域の社会資源や独自の社会資源マップを周知し居場所作りや相談ができる機関を周知する。医療、介護、生活困窮等の適切な支援機関に繋げることができるようセンター内で協議を行う。月1回包括会議で支援内容について確認し、必要に応じて多機関とケース検討会を開催し対応できるチームを構成する。</p>
	相談割合 （ 30 ） %
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）                      常に権利擁護の視点に立ち必要な支援に繋ぐ。虐待の早期発見、再発防止についてはICTを活用し関係機関と連携を図る。</p> <p>（主な取組内容）                      ICTを活用し消費者被害の防止等に向けて情報発信や啓発活動を行う。高齢者虐待の再発防止のため、継続的に支援が必要なケースについては計画を作成する。かすがいねっと連絡帳を活用し、関係者からも情報発信ができる体制を整え再発防止を行う。</p>
	<p>（事業目標）                      地域包括ケア実現に向けて、介護支援専門員と医療関係者（主治医、訪問看護）との連携体制が強化できるよう支援する。</p> <p>（主な取組内容）                      圏域内の居宅介護支援事業所と医療機関や訪問看護等と合同で研修を企画し、相互理解、ケアマネジメントに関する理解の促進を通じて包括的、継続的な支援ができる地域の体制づくりを行う。またICTを活用した情報共有や社会資源の共有を行う。</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）                      地域住民が我が事として自主的に地域課題に対して解決や、地域活動が行えるよう地域福祉コーディネーターと協働で課題解決に向けての取り組みを行う。</p> <p>（主な取組内容）                      地域福祉コーディネーターと協働し、既存の団体同士が繋がり、支え合いや協働できる活動等について情報共有できる体制をつくる。企業や既存の社会資源等の店舗が協働し、高齢者の居場所作りに向けた働きかけを行う。</p>
	<p>地域ケア個別会議開催回数 （ 4 ） 回</p> <p>地域協議会 （ 2 ） 回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター西部	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	1.7
	保健師	2.5
	社会福祉士	2.0
	その他（介護支援専門員）	0.45

## 2 担当地域の特性

<p>高齢者人口 7,964人 高齢化率 24.88% 後期高齢化率 14.66%</p> <p>牛山区は代々この地域で暮らす人が多く、大型集合住宅が少ない。町内会加入率は高いが年々低下してきている。また交通の便が悪い。</p> <p>春日井区は、商業施設、大型集合住宅が多く、町内会加入率は低下傾向である。町内会を基本とした活動が多く、地区社協や区の横のつながりが出来ている。</p>
---

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	法人内、センター内にて、入職時研修を実施する。新人育成チェックシートを活用し、一人一人に合わせた教育を行う。各職員の目標設定を行い、定期的な評価を実施する。資質向上のため、外部研修にも積極的に参加し、共有する。
地域との連携	地域住民等への情報発信を効果的に行い、地域へのPRを実施し、地域住民からの意見を共有し、速やかな対応と連携を図る。
公正・中立性の確保	サービスを紹介する際は、複数の事業所を提示し、本人や家族が自らサービスの選択、決定ができるよう支援する。
個人情報保護	ISO27001に即した情報保護・管理システムに基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行う。
苦情対応	苦情内容から対応策、再発防止策を法人管理者とも検討したうえで対応する。抽出した課題や改善策も含めた記録を作成し、対応内容を市へ報告する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p>（事業目標）</p> <p>春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者本人、ご家族とともに目標を共有して高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた支援を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>ケアプラン原案については、疾患別ポイントシートを活用しながら、多職種で支援内容を検討し記録する。項目ごとに分類し新人研修やスキルアップ研修の材料とする。業務委託のプランが適正かどうか適宜検証し、自立支援に向けたケアマネジメントの視点が持っているか確認する。</p>
	<p>第1号介護予防支援利用割合（ 1.5 ）%</p> <p>第1号介護予防支援初回加算算定件数（ 35 ）件</p> <p>ケアマネジメントC請求件数（ 7 ）件</p>

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p>（事業目標）</p> <p>総合相談を実施するため、社会資源の把握、関係機関との連携を行い、圏域内の住民のニーズ把握を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>住民、店舗、関係機関と連携し、地域内の高齢者やその世帯の見守りを行う。よろず相談会を開催し、センターの周知や相談しやすい機会を増やしてニーズを把握する。複合的な生活課題を抱える世帯支援のため、研修等を通じ、多機関への理解を深め、多機関協働の支援体制を構築する。</p>
	相談割合（ 40 ）%
③ 権利擁護業務	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者の尊厳ある生活を保持し、地域関係者と協力し、高齢者虐待、消費者被害等を未然に防ぐことができる地域づくりを目指す。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>マニュアルに従い、チェックシートを活用し、高齢者、養護者双方の支援を行う。虐待対応終了後には、センター内で振り返りを行い終了後の対応方針を検討し、各機関と方針を共有することで再発防止に努める。消費者被害防止、成年後見制度の啓発については、地域関係者と協力し、ICTを活用して情報発信、情報共有を行い地域での連携体制を構築する。</p>
	<p>（事業目標）</p> <p>高齢者の切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の後方支援を行い、多様な関係機関と連携して利用者の支援が行えるように環境整備を行う。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員の資質向上のため、必要な情報提供についてICTを活用して実施する。また、研修については、主任介護支援専門員と研修の企画、運営を協働して行う。</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p>（事業目標）</p> <p>地域課題を住民や活動団体と共有し、地域福祉コーディネーターと連携しながら、参加者が主体となって取り組み創設ができるよう支援する。</p> <p>（主な取組内容）</p> <p>地域ケア個別会議から地域生活課題を住民と共有し、地域ケア会議へと発展させる。明らかとなった地域生活課題に対し、地域福祉コーディネーターと必要と思われる社会資源の開発を検討する。地域協議会では、他地区の取り組みを共有し意見交換を行い住民主体の活動の活性化を図る。</p>
	<p>地域ケア個別会議開催回数（ 2 ）回</p> <p>地域協議会（ 2 ）回</p>

# 令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

## 1 基本情報

センター名	地域包括支援センター味美・知多	
職員	職種	常勤換算（人）
	主任介護支援専門員	2
	保健師	2
	社会福祉士	2
	その他（ ）	

## 2 担当地域の特性

春日井市の南西部に位置し、総人口 29,670 人、高齢者人口 6,844 人、高齢化率 23% の地域である。クリニックは多いが、救急対応できる入院設備の整った総合病院がない。そのため、名古屋など近隣の医療機関への通院も多い。高低差はほとんどなく、国道 19 号・302 号が近くにあり交通量も多く利便性が良い。白山神社、二子山公園などで大きな地域行事があり、住民同士のつながりが強い。

## 3 運営体制

項目	取組内容
人材育成	新入職員向け業務別リストを活用し、新入職員が資料を確認しながら知識を習得できるようにする。現任職員は経験年数や習熟度に合わせた外部研修に参加し、研修報告を行うことで、情報共有だけでなく全職員の知識や資質の向上を図る。
地域との連携	民生委員協議会や老人会、住民主体活動、関係機関に出向き、センターのチラシや季刊誌を配布することでセンターの役割を周知し、相互理解と連携を図れる体制を構築する。
公正・中立性の確保	社会資源マップやサービス一覧表を活用し、必要な情報を提供することで、複数の選択肢の中から利用者や家族が自己選択や意思決定できるよう支援する。
個人情報保護の保護	個人情報保護マニュアルに沿って業務が遂行できるよう、マニュアルを定期的に回覧し職員の意識付けを行う。
苦情対応	苦情対応責任者を管理者とし、苦情への対応方法を職員間で協議して決める。苦情内容を記録し課題を見つけ、再発防止に努める。必要に応じ、市へ相談・報告する。

## 4 事業ごとの目標

事業別	目標及び取組内容
① 介護予防ケアマネジメント業務	<p><b>（事業目標）</b> 三職種の意見をパソコン内にて共有し課題を検討し、自立意欲を促す適切な介護予防マネジメントを実施する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b> ・ケアプラン原案を作成後、パソコン内にて三職種でプランの内容を検討し、疾患別、サービス別に分類し次回プラン作成時の参考にする。 ・居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認し、適時情報共有する。</p>
	第1号介護予防支援利用割合 （ 1.2 ） %
	第1号介護予防支援初回加算算定件数 （ 15 ） 件
	ケアマネジメントC請求件数 （ 5 ） 件

事業別	目標及び取組内容
② 総合相談支援業務	<p><b>（事業目標）</b> センターが総合相談を実施する中で、社会資源を把握・見える化し、関係機関と連携を図ることで、複合的な生活課題を抱える世帯に対しても支援ができるネットワークを構築する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b> ・民生委員、区会、老人会、サロン、店舗、病院、金融機関などに作成したチラシやマップ、季刊誌を配布し、センターの周知を図り、地域の情報が支援センターへ入る仕組みを作る。作成したフローチャートに関係機関も活用できるよう修正し、支援を必要とする高齢者の実態把握、情報共有など継続的な支援体制を構築する。 ・出前講座一覧を配布し、各関係機関や地域住民から依頼があれば出前講座を行う。各専門職と連携をとれる体制を整え、必要時には講師を依頼し、より専門的な講座を受けられるようにする。</p>
	相談割合 （ 25 ） %
③ 権利擁護業務	<p><b>（事業目標）</b> 地域で生活する高齢者を虐待や権利侵害から守り、いきいきと安心して暮らしていくことができるように、関係機関と協働し権利擁護に努めていく。</p> <p><b>（主な取組内容）</b> ・「虐待対応一覧表」を用いて、対応継続中の案件情報と虐待対応終了後のフォローアップ状況を職員間で共有できるようにする。 ・関係機関との密なコミュニケーションにより、情報の共有を図る。また「介護ストレスチェック・不適切介護 気づきチェックシート」を活用し、高齢者虐待の発生及び再発防止に努める。 ・権利擁護の観点から成年後見制度や消費者被害について、ICT を活用し周知・啓発を行う。また必要に応じ、適切な関係機関につなぐ。</p>
④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<p><b>（事業目標）</b> 介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して利用者へ切れ目のない支援ができるよう、相互の関係づくりを支援する。</p> <p><b>（主な取組内容）</b> ・地域の医療関係者や介護支援専門員、介護等の従事者が円滑に連携できるように ICT の活用を支援する。 ・地域の主任介護支援専門員と協働して交流会や研修会を実施することで資質向上を図る。また、地域の介護支援専門員に必要な情報提供を行い、多様な関係機関や地域住民と交流できる場を作り連携できる関係づくりをする。</p>
⑤ 地域ケア会議開催業務	<p><b>（事業目標）</b> 地域の関係作りを行い個別課題を地域で共有し、我が事として捉え解決を図ることでネットワークを構築し、地域作り・社会資源開発へつなげる。</p> <p><b>（主な取組内容）</b> ・地域ケア個別会議を通して多機関との顔の見える関係作りを行い、地域課題の解決を図る。 ・地域協議会では創出できた社会資源の発表を行い、参加者と情報共有する。また住民同士で交流機会を設け創出意欲を刺激して、地域での新しい取り組みにつなげる。</p>
	地域ケア個別会議開催回数 （ 2 ） 回
	地域協議会 （ 2 ） 回